

地域の会第156回定例会 資料

平成28年6月1日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（5月11日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：熊本地震における川内原子力発電所への規制委員会の対応について

前回定例会（5月11日）以降の原子力規制庁の動き

平成28年6月1日
柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

- 5月18日 第9回定例会
 - ・平成27年度原子力規制委員会年次報告について
- 5月25日 第11回定例会
 - ・大規模自然災害発生時等における初動対応体制の強化について(案)
- 6月1日 第12回定例会
 - ・原子力規制委員会職員の人材育成に関する取組状況について

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 5月13日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（365）
- 5月16日 ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（66）
- 5月19日 ・新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換（67）
- 5月20日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（366）
- 5月24日 ・新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（367）
- 5月26日 ・第363回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
（建屋及び原子炉の地震応答解析モデルの高度化の目的）

【被規制者等との面談】

- 5月13日 ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所及び柏崎刈羽原子力発電所の事業者防災訓練実施結果について
- 5月16日 ・東京電力ホールディングス株式会社の設計管理不備に係る面談

【規制法令及び通達により提出された文書】

- 5月16日 ・柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書を受理
- 5月18日 ・平成28年5月13日に柏崎刈羽原子力発電所の防災訓練実施結果報告書を受理
- 5月31日 ・原子力規制委員会は、平成27年度下期放射線管理等報告、放射線業務従事者線量管理報告（平成27年度下期）、放射線業務従事者線量等報告書平成27年度分、平成27年度第4四半期環境放射線管理報告及び平成27年度放射性廃棄物管理状況報告書について原子力事業者から

受領。今回報告があった放射性物質の濃度について、法令で定める濃度限度を超えるものはなかった。

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

平成28年度第1四半期保安検査を5月30日から6月10日の予定で実施。検査項目は下記のとおり。

- ・ 保守管理に係る実施状況
- ・ 緊急作業従事者に係る実施状況
- ・ 放射性廃棄物管理の実施状況
- ・ 放射線管理エリアからの携行品持出における不適合管理の実施状況

なお、検査期間中に実施する日常巡視等も保安検査の対象とする。

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ（<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>）」にて発表している。直近の主な更新情報は下記のとおり。

- ① 東京電力(株)福島第一原子力発電所近傍の海域モニタリング（海水）の結果
（試料採取日：平成28年5月29日）＜平成28年5月31日版＞
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/12000/11142/24/278_1_20160531.pdf
- ② 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量
（平成28年5月31日測定分）＜平成28年6月1日版＞
http://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/12000/11143/24/192_20160531_20160601.pdf

熊本地震における川内原子力発電所への規制委員会の対応について

平成 28 年 6 月 1 日

柏崎刈羽原子力規制事務所

1. 従来からの地震発生時等の対応方針

原子力規制委員会防災業務計画に大規模自然災害等発生時の対応について規定しています。

(1) 情報収集事態

- ・立地市町村で震度 5 弱以上の地震が発生した場合

(2) 警戒事態

- ・立地道府県で震度 6 弱以上の地震が発生した場合
- ・ “ ” で大津波警報が発令された場合
- ・その他委員長又は委員長代行（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。）が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）の設置が必要と判断した場合

(3) 国の対応

情報収集事態を認知した場合及び警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合は、内閣府とともに事故警戒本部を原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に設置するとともに、情報収集事態又は警戒事態が発生した地域の緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に、「事故現地警戒本部」を設置します。

また、原子力施設や設備に関する緊急情報を政府関係及び報道関係に情報発信するとともに、規制庁ホームページ及び登録された携帯電話のアドレスへメールでお知らせします。

(4) その他

上記以外であっても、立地地域で有感地震があった場合、現地検査官は事業者と連絡を取り合い、発電所に異常が無いか確認しています。

2. 熊本地震を受けての対応

(1) 川内原子力発電所への影響と見解について（4月28日規制庁公表）

4月18日開催の原子力規制委員会では、現状において川内原子力発電所を停止する必要がないとの見解を示していますが、その内容について説明します。

- ・今回の地震により川内原子力発電所で観測された最大の揺れは、数ガルか

ら十数ガル程度であり、原子炉を自動停止させる設定値である 80 から 260 ガルに比べて小さいものです。

- ・川内原子力発電所の新規規制基準適合性審査では、今回地震が発生している布田川（ふたがわ）断層帯と日奈久（ひなぐ）断層帯の 2 つの断層帯が連動して、一度に動くことを想定し、長さ 92.7 km、マグニチュード 8.1 とし、発電所に与えるこの地震の影響は、100 ガル程度と評価しています（今回の地震で最大のものは、マグニチュード 7.3）。
- ・また、詳細な調査の結果、川内原子力発電所の敷地内に活断層の存在は認められていません。しかしその上で、あえて活断層が存在すると仮定して、「震源を特定せず策定する地震動」についても評価し、最終的に 620 ガルという基準地震動（注）を設定しています。
この地震動に対しても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことを審査会合において確認しています。
- ・このように、地震によって原子力発電所の安全性が損なわれないよう審査において確認していますが、引き続き地震の状況を監視し、原子力発電所の状況について情報発信に努めるとともに適切に対応していきます。

（注）基準地震動：原子力発電所の耐震設計において基準とする地震動。発電所敷地の地下における最大の地震の揺れのこと。

- （2）上記の通り、川内原子力発電所の安全性に問題はないと評価しております。一方で、熊本地震は最大震度 7 を記録しており、原子力発電所に対する国民の不安の声を受けて、より丁寧な情報発信が必要と判断したことから、毎日 2 回 10 時と 20 時に周辺原子力発電所の異常の有無を緊急時情報として規制庁 HP 及び登録された携帯電話に情報発信することとし、4 月 19 日以降実施しています。（震度 4 以上の余震があった場合は、その都度異常の有無を発信）

<http://kinkyu.nsr.go.jp/kinkyu/2016/05/285258.html>

3. 今後について

- ・5 月 25 日開催の規制委員会において、「大規模自然災害発生時等における初動対応体制の強化について（案）」をもとに、対応要員の拡充、広報対応等について審議しています。
- ・現在の対応はいつまで続けるのか
熊本地震の収束状況によるため、現在のところ未定です。
- ・他の地域で、大きな地震が発生した場合の対応は今回と同様か

5月25日の規制委員会コメントを受けて、今後広報体制等について検討が行われるものと考えます。

以 上